

【資料紹介】

宮内庁書陵部蔵 『橘寺本願推古天皇御託宣』 解題・翻刻

藤井隆輔

解題

本稿は、宮内庁書陵部蔵『橘寺本願推古天皇御託宣』（函架番号九・23）について、その解題と翻刻を提示するものである。

『橘寺本願推古天皇御託宣』（以下、『御託宣』とする）は、現・奈良県高市郡明日香村橘に所在する橘寺において、推古天皇の御霊が下級の勸進僧に憑依し、その同朋の僧と問答を交わしたことを伝えるものである。記録された問答の内容は、託宣主である女帝霊が、修造が成ったばかりの橘寺塔に豊浦寺の塔本尊を移設することを求め、別寺院の勸進修造を勸進僧らに勧めるといったものであり、その中には予言的な言辞も含まれる。後述するように、『御託宣』は、嘉禎四年（一二三八）前後における南都寺院の勸進復興の動向を探る上でも貴重な史料であり、さらには、中世における託宣という宗教的実践を考える上でも示唆を与えてくれるものである。

『御託宣』には、既に宮内庁書陵部による解題と翻刻がある^①。

しかし、私見によればその翻刻には数カ所の誤刻が見られ、翻刻者による原本にはない読点が付されている。また、先学が「異筆」と呼ぶ筆の箇所についての指摘も見られない。そこで本稿では、原文になるべく忠実な翻刻を提示し、「異筆」箇所の指摘を行うことで、より正確な図書の紹介を試みたい。その際、先行翻刻との異同も示し、先行の研究に導かれながら『御託宣』の内容について若干の私見を述べたい。

筆者は宮内庁書陵部の御高配に恵まれ、『御託宣』を実見する機会に恵まれた^②。本稿での報告は、その実見した記録を交えたものである。貴重な図書の翻刻と掲載を許可してくださった宮内庁書陵部に深謝申し上げる。

なお、『御託宣』のモノクロ画像は、宮内庁書陵部HP「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」にて閲覧可能である^③。

一 書誌的情報

まずは、『御託宣』の書誌的な情報について整理したい。現存本

の形態と、筆の特徴について述べるが、以下は先行の解題に負うところが大きいことをあらかじめ申し添える。

『御託宣』は卷子装で一巻である。現在の表紙は宮内庁書陵部において補われたものであるという。表紙の題簽には「橘寺本願推古天皇御託宣」とある。

改装以前も『御託宣』は卷子本の形態であつたといひ、その時の表紙は、書陵部後補の表紙と本文との間に継がれたようである。この以前の表紙を先行の解題は「旧仮表紙」と呼んでいる。

「旧仮表紙」の部分には、薄い墨色で「橘寺本願推古天皇御託宣」と記されている。これは、江戸前期の公卿であつた九条道房の筆であるという。

本文は楮紙三枚からなる。先行の解題では、本文の成立年次を「不明」としながらも、「鎌倉期写」としている。この本文が、いわゆる原著であるか、転写されたものであるかは、現状では俄に判断できない。『御託宣』が伝える託宣のことは、弘安二年（一七一九）写の『和州橘寺勸進帳』に「嘉禎有本願聖主之靈託」として見える⁷⁰。また、鎌倉末期に橘寺長老の法空が撰述した『上宮太子拾遺記』では、「天皇靈託記云」と記し、託宣の内容を「取意」とする形で、漢文体にて略述している⁷¹。この「天皇靈託記」が、現存する『御託宣』と同一のものであるかは不明であるが、『上宮太子拾遺記』の略述と『御託宣』を読み比べると、その内容は概ね一致している。『御託宣』の内容が鎌倉期の出来事を伝えていると判断して差し支へはない。

本文は全五十九行であり、一行につき約二十字から三十程度で記されている。また、随所に、本文と同筆と思しい筆による傍注や、補入記号と共の書き入れ、文言を削除するための塗りつぶしなどが見られる。また、四十九行目と五十行目の間には、本文の補入が見られる。

本文には、先行解題の言う「異筆の訂正」が散見される。その筆は、傍注や、重ね書き、塗りつぶしによる訂正などに及び、その墨の色は本文で使用されているものよりも薄い。その濃さは伝道房の筆と同一であるかのように見えるが、断定はできない。「異筆」箇所の指摘は次項にて行う。

現存する『御託宣』は九条家が旧蔵していた。その経緯は不明であるが、先行の解題では、九条家に出自を持つ松月房慶政の関与が想定されている。『御託宣』末尾には、「コレスナハチ西山聖人ノ御坊カソノ因縁ヲハオホセラレス密シタマフ」という記述が見られ、近本謙介氏はこの「西山聖人」が慶政であるとしている⁷²。この託宣に慶政が直接関与していたとは思われないが、『御託宣』にその名が書き留められていることからは、『御託宣』の伝存あるいは書承関係を窺わせるものであるように思われる。

二 「異筆」箇所の指摘

本文中に見られる「異筆」は次の通りである。
2行目 「ハシ」の右傍に「リ」。また、「外」字の右傍に「四」。

3行目 「入ト」の二字間に「ム」。

5行目 「誦」の右下に「シ」。

6行目 「ヲノ」二字上に「ラ」一字を重ね書く。

10行目 「サテニマタ」の「ニ」を丸く塗りつぶす。同行「ア

ウテ」の「ウ」右傍に塗り潰しらしきものがある。元の字は判読し難いが、「ヒ」のように見える。

16行目 「我二事」の「我」字右下に「レ」字。

17行目 「イ」上に「キ」を重ね書く。

20行目 「ナヲク」の「ク」を丸く塗りつぶす。

31行目 「天王曰」の「王」上に「皇」字を重ね書く。

45行目 「无獄」右傍に「間」。

47行目 「ケノク」右傍に「繋属」。

49行目 「天王曰」の「王」上に「皇」字か。またその右傍に「ワウ」。

以上を見ていくと「異筆」は、文脈に応じて、脱字を補い、誤字や不明な語を訂正しようとする目的で記入されていることが分かる。この「異筆」の墨色は、先に述べたように、伝道房の筆のそれに近いように見受けられる。

三 先行の翻刻との異同

本項では、先行翻刻と本稿の翻刻との異同について記す。当該箇所を列記する。

① 4行目 「モチイノル」↓「モテイノル」

② 19行目 「菩提寺。スヘ」↓「菩提寺。スヘ」

③ 22行目 「タ、此ノ寺ノ塔ニ」↓「タ、此ノ寺ノ塔」

④ 23行目 「ナリニ」↓「ナカニ」

⑤ 28行目 「カヘリナシ」↓「カキリナシ」

⑥ 31行目 「天王ヨリノトキノ」↓「天王曰ソノトキノ」

⑦ 49・50行間 「コレツイテ云ソ」↓「コレニツイテ云ソ」

⑧ 51行目 「タチタマフタル」↓「タテタマフタル」

①と⑧では、従来「チ」と翻刻されていた箇所を「テ」と改める。『御託宣』において「テ」字は二画目と三画目が交差するように書かれる例が多く見られるためである。②は、「寺」字の直後に補入記号が見られ、その右傍に「ニ」字が確認できる。「ニ」字の上には虫食いにより欠損した一字が確認でき、それは土偏のように見える。文脈で判断すれば、ここには「塔」字があったのではないかと推測される。③では、「ス」字の直前に補入記号が確認できる。「塔」と「ニ」の二字は横並びに補入されている。翻刻方針の問題であるが指摘する。④は、「リ」字を「カ」と解する。⑤では、「ヘ」字を「キ」字と解する。⑥では、従来「ヨリノ」とされていたが、「ヨ」字に見えるのは虫食いにより一画目が欠けているためと判断でき、元は49行目「天王曰」のように「曰」の字であったと思われる。「リ」字は「ソ」字に改める。⑦は、「レッ」二字の右傍に小さく「ニ」が見えるため本文に補う。

四 内容に関して

『御託宣』は、大きく分けて、託宣の契機となつた勸進僧による除病のための加持祈祷の場面と、加持僧と霊との問答の場面と、二つの場面から成り立つ。さらに、問答の内容は、霊の名告り、霊の嘆きと要求、勸進修造に係る予言に分けることができる。

『御託宣』は、「菩提寺塔」の「修理」が終わつた四月二十六日巳時のことであつたとしている。「菩提寺」とは「仏頭山上宮皇院菩提寺」、すなわち橘寺のことである。十世紀末頃の成立という『聖徳太子伝暦』には、既に呼称としての「菩提寺」が見える⁽⁷⁾。『上宮太子拾遺記』によれば、同寺の塔は初め五重塔であつたが、久安四年(一一五五)五月十五日に雷火によつて焼失し、文治年中(一一八五—九〇)に三重塔として再建されたという⁽⁸⁾。橘寺別当教尋の代に再び雷火のため焼失し、建仁三年(一一二〇三)に再建が始められ、その事業は嘉禎年中まで及んでいた⁽⁹⁾。『上宮太子拾遺記』は託宣が下された年次を「嘉禎四年四月廿六日」とし、『和州橘寺勸進帳』は「嘉禎」の頃としている⁽¹⁰⁾。

託宣の契機となつたのは、「タチハナ寺之勸進所之下僧随心法師」の「頓病」であつた。その除病のため、「隆俊善識房」が「葉師経」を誦し、「随聖房源慶」が傍らで念誦した。

「随心法師」は、橘寺の勸進に従事していた身分の低い僧であ

つた。「隆俊善識房」と「随聖房源慶」については、近本謙介氏が同時代の史料を掲げながら、南都において寺社の勸進修造に携わつた僧などを推定している⁽¹¹⁾。

彼らの活動拠点でもあつたろう「勸進所」の所在については、牧野和夫氏による指摘がある⁽¹²⁾。それによれば、氏の参照した中世の聖徳太子伝(享徳三・四年(一四五三・四)写本)には、尼僧「成阿弥陀仏」⁽¹³⁾が、荒廃していた橘寺の「四壁ヲ築キ十方ヲ勸進シテ再興ス京ノ東山大谷ト云所ヲ勸進所シテ多ク奉加助成有キ」、その後、「彼勸進所ヲハ寺ニ成ル太子堂是也寺号ヲ速成就院ト云々」という⁽¹⁴⁾。成阿弥陀仏が設けた勸進所は、「速成就院」(東山太子堂)となり、これは現在の京都東山にある白毫寺の前身であつた。興味深い伝承であるが、それが託宣の下された嘉禎四年から二百年以上も下る史料に見出される点には注意する必要があると思われる。『御託宣』本文には「タチハナ寺ノ勸進所」と記され、当の橘寺に勸進所が設置されていたようにも読むことができる。現状では判断を留保したい。

塔の修理が完成した日、彼ら勸進僧は橘寺にいた。『御託宣』は託宣が下された場面に触れていないが、後の本文に「タ、此ノ寺ノ塔ニスヘタテマツルヘシ」、「タチハナ寺ヲシラヌモノハスクナシサレハコノ寺ニスヘ奉トオモフ」と見え、橘寺を指して「此ノ寺」、「コノ寺」と表現していることから、同寺のいづこが託宣の場になつていたと推察される。

加持祈祷によつて病者の様子が「タ、ナラス」という状態にな

つた時、隆俊はそこに靈的存在の憑依を見て取った。そのため、「タレノ人ニテオハシマスソ」と問うた。すると病者の口からは、その正体を告げる言葉が繰り出された。度重なる問答によつて、靈は自身を「トヨヲノ寺ノ護法」であり、橘寺の「講堂ノヌシ」であり、「女帝」すなわち推古天皇の御靈であることを明かす。

「トヨヲノ寺」とは、現在の奈良県高市郡明日香村にある向原寺の前身である。蘇我稲目が自身の邸宅に百濟王から賜つた佛像と経を安置したため「向原寺」と呼ばれ、その後推古天皇から賜つた豊浦宮の地に移つて堂舎を建立したことから「豊浦寺」と称されるようになった。

また、靈が自身を「講堂ノヌシ」であると述べた時、その「講堂」がかつて「我力清涼殿」であつたことをも語つている。橘寺の講堂は、欽明から推古まで、五代の天皇が居住した清涼殿を寺院に改めたものであるという説が、中世には流布していた¹⁵。この講堂について、中世の太子伝は次のような伝承を伝えている。

彼（引用者注——橘寺）之講堂辰巳之角之外陣之柱ニ中比事ニテ候ケルニ虫食有リ彼之文ニ云ク

有指南時 田余由解 極楽迷路 世中之人 ト食也此之文字ヲ和ケテ見候へ者一首ノ歌ニテ候也

シルヘ有時ニタニユケ極楽ノ道ニ迷ヨヘル世之中之人¹⁶

講堂の柱に虫喰いで一首の和歌が現れたというもので、いわゆる託宣歌と呼ぶべきものであつた。この和歌のことは、『新古今和歌集』（巻第二十・釈教歌・一九二二番）にも見える。

○ 菩提寺の講堂の柱に虫の食ひたりける歌

しるべある 時にだにゆけ 極楽の 道にまどへる 世の中の人¹⁷

『新古今集』に見るこの伝承が橘寺に関わるものであるとは断定しえないが、中世太子伝はこの伝承が採られていることからは、後世には少なくとも橘寺の講堂が靈威の発動する特異な場として伝えられていたことは読み取ることができる。そして『御託宣』本文において、女帝靈が、太子の建てた伽藍に魔縁は障害をなさず、四天王と太子が守護し、自身も通うために「七百歳ニヲヨヘル講堂柱イマタタフレス」と語つており、橘寺の講堂が神靈の加護を受けた聖域であることが印象づけられていく。

度重なる問いによつて靈の正体が明らかになつた時、女帝靈は「二事ヲナケテ今キタレリ」と告げた。その嘆きの原因は、「仏法最初ノ寺」である豊浦寺の塔が失われ、太子創建寺院の内、「靈地ナラヌ所ニタテタル伽藍ハ破壊シタル寺モアリ」という当時の現状であつた。女帝はそこで、豊浦寺の塔本尊であつた「四方四仏」を橘寺の塔へ移して欲しいと訴えた。

塔本尊の移設先に橘寺が選ばれたのは、太子創建寺院の多くが「破壊」していく中、橘寺は「シラヌモノハスクナシ」というからであり、橘寺講堂が「コノトコロヤマノコトクニナリタルコト三度ナリ修理ハセシカトモ今ノコトクニナルハナシ」というからであつた。前者では、橘寺が当時名の知れ渡つていた寺院であることを言い、後者では、文意の取り難いところがあるが、これま

で三度は「ヤマノコトク」廃れ、その度に修理をしてきたが、この度の修造のように立派になったことはない程の意味だろう。女帝は勸進僧らが行なってきた勸進修造の行ないを、「ヲノノカクセラル、コトノウレシキコトカキリナシ」と言わく。

近本氏が述べたように、塔の修造が完成したこの頃合いにおいて、豊浦寺の護法という女帝霊から塔本尊の「四方四仏」を橘寺へ移して欲しいとされたことは、その託宣を利用して本尊移籍の権威化を図つたものであつたと思われる⁽¹⁸⁾。そこには豊浦寺の機能を橘寺へ移すような意図も想定される。

続けて隆俊が女帝霊に尋ねたのは、「定」「寺」、「妙安寺」、「ヒソテラ」(別の名を「現光寺」とする)のことであつた。これらは奈良県高市郡明日香村立部にあつたとされる定林寺(立部寺)、同県橿原市和田にあつたと考えられている妙安寺(葛木(城)寺)、そして、同県吉野郡大淀町比曾にある世尊寺の前身である比曾(比蘇)寺を、それぞれ指している。

定林寺と妙安寺は、古くから太子創建寺院として知られていた。『上宮聖徳太子補闕記』において、妙安寺は「葛木寺」として橘寺とともに太子が創建した寺院に数えられ⁽¹⁹⁾、『聖徳太子伝暦』下巻では、太子建立の十一院として、「橘樹寺(時人名菩提寺)」とともに、「葛城寺(又名妙安寺。賜蘇我葛城臣)」、「定林寺(世人名為立部寺。又説以此寺為太子)」の二寺が含まれている⁽²⁰⁾。妙安寺と定林寺は、康和三年(一一〇二)十一月二日時点で法隆寺末寺であつたことが確認できるが⁽²¹⁾、その後の両寺の所属は未

詳である。

定林寺に関する隆俊の問いは一部が欠けているため、文意を捉えることが難しい。前段からの連続で推測するならば、勸進修造に関するものではなかつたかと思われる。それに対する女帝霊の答えは、「ソレハナワヒソナラムスルソ」であつた。これも文意が捉え難い。五字目を「ワ」ではなく「ハ」と解し、「それは名は比曾ならむざるぞ」と読むならば、後に出る比曾寺の話題に接続できようが、すると定林寺に関する問いとの繋がりが断たれてしまう。不明という他ない。

妙安寺について、隆俊の問いは記録されていないが、女帝霊の答えは「ソレハサタニモヲヨハヌ事ソ」であり、これも修理に関する問いがあつたと仮定するならば、当然修理すべきであるという意味か、問題にすべきことではなく修理も必要ないという意味のいずれかであつたと推測される。

比曾寺について女帝霊は、太子が女帝に勧めて建立させた寺院で、そのために太子は都率天に転生したという。そしてその寺が「現光寺」と呼ばれるようになった由来譚を語っている。さらに、この寺を修造すれば、隆俊ら勸進僧たちには往生が約束され、その時には太子も来迎するだろうという。

隆俊は「勸進ヨニオホシ何カ修造ツカマツラム」と問う。その関心は現光寺の勸進修造を誰が務めるのかという点にあつた。それに対して、女帝は、二人の檀越が来るだろうと予言する。その檀越は「北二一人南二一人」であるという。さらに、「北」の一人

は「ミヤコ」の間であり、「僧カソクカ」という問いには、「オトコ」であると答えている。ここで言う「オトコ」とは在俗の者であることを指している⁽²²⁾。また、「南」の一人は「金ノ御山」の者であり、その傍注に「コレハ吉野山」とあるように金峯山を指していることから、修験者らしい人物が想定されている。なお、時代は降るが、十七世紀頃に編纂された『現光寺縁起絵巻』の下巻末尾には、弘安二年に金峯山から来た春豪聖人が堂塔を再興し、その後興正菩薩叡尊に付与して律院とした旨が見える⁽²³⁾。

隆俊は続けて、彼らが修理に係わることになった因縁を問うた。女帝によれば、それは「五百生のアヒタ太子ケノク（繫属）」であったからであると言う。どのような者であったかという問いには、太子が知っているだろうとして、明確には答えていない。

最後の問答で隆俊は、今後の橘寺の修造について尋ねている。それに対する応答は「今ノコトクノ人イテキタマフヘシ」という、現光寺の場合と同じく、予言的な含みを帯びた言葉であった。本文はこれに続けて「コレスナハチ西山聖人ノ御坊カソノ因縁ヲハヲホセラレス密シタマフ」と記している。ここで「西山聖人」すなわち松月房慶政が登場する。この箇所について近本氏は、「これらを経た最後の問答が、慶政が秘したままという勧進の因縁であり、これを告げた推古天皇は語るべきことを終えて去っていく構造となっており、勧進のすべてを把握しているのが慶政であるとの意味合いが託宣に織り込まれている点は見逃せない」としており、この箇所の主語を慶政として解釈している⁽²⁴⁾。また追塩千尋

氏も、「文意の通じがたいところがあるが」としながら、近本氏と同様の解釈を提示している⁽²⁵⁾。両氏の解釈は、先行翻刻に付されていた読点の影響を受けたものであるように思われる⁽²⁶⁾。当該箇所は句読点を付して筆者の解釈を示せば、ここは「コレスナハチ西山聖人ノ御坊カ。ソノ因縁ヲハヲホセラレス、密シタマフ。」と読みうる箇所であり、本文中に「コレハタチハナノカウ堂ノ事ナリ」、「コレハ吉野山」等と右傍に注していた表現に近い、地の文の表現である。とすれば、「御坊カ」の三字目は、主格の格助詞「が」ではなく、疑問の係助詞「か」であり、「その因縁をおっしゃらず、秘密にしなさる」とある文は、女帝霊を主語としたものであり、勧進僧の因縁を語っていた現光寺に関する応答とは対照的に、ここでは口を閉ざしていたという内容として解釈することもできる。傍注としてではなく、本文として記録されていることには留意すべきだが、一つの読みの可能性として提示しておきたい。

注

(1) 宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 伏見宮家九条家旧蔵 諸寺縁起集』明治書院、一九七〇。

(2) 二〇二二年九月二十八日（水）。

(3) <https://shoryobu.kunaiho.go.jp/Tshoryo/Detail/1000671850000>

(4) 田中絵「仁和寺探訪 諸寺縁起四種―仁和寺研究余滴―」（奈良国立文化財研究所年報「奈良国立文化財研究所、一九五九・十二」）及び近本謙介『和州橘寺勧進帳』解題・翻刻」（名古屋大学比較

- 人文学研究年報二〇〇二年 仁和寺資料』第三集、二〇〇三)。
- (5) 仏書刊行会編『大日本仏教全書 一一一 聖徳太子伝集』、仏書刊行会、一九一二。
- (6) 近本謙介「慈円から慶政へ 九条家の信仰と文学における継承と展開」(中世文学会編『中世文学研究は日本文化を解明できるか』笠間書院、二〇〇六)、及び同氏「南都復興の継承と展開―慶政の勸進をめぐる二つの霊託―」(『文学』十一・一、岩波書店、二〇一〇・一)。
- (7) 前掲(5)。
- (8) 前掲(5)。
- (9) 追塩義尋「中世の橘寺と西大寺流」(『中世南都仏教の展開』第三部第一章、吉川弘文館、二〇一一)。
- (10) 前掲(5)・(8)。
- (11) 前掲(6)。
- (12) 牧野和夫「中世太子伝記と成阿弥陀仏―橘寺と速成就院を起点として」(説話文学会編『説話文学研究』五十二、二〇一七・九)。
- (13) 成阿弥陀仏については、堀池春峰「法隆寺と西山法華山寺慶政上人」(『南都仏教史の研究』下・諸寺編、法蔵館、一九六三)において概略が論じられている。
- (14) 慶應義塾大学附属研究所道文庫編『中世聖徳太子伝集成』第四卷、勉誠出版、二〇〇五。本稿での引用は「叡山文庫本 享徳三、四(一四五四、五五)年写」による。同様の記述は室町期写の四天王寺本にも見られる。
- (15) 高橋悠介「橘の内裏」考(『鎮仙』五六六、二〇〇八・三)。
- (16) 前掲(14)。
- (17) 田中裕・赤瀬信吾校注『新古今和歌集』新日本古典文学大系十一、岩波書店、一九九二。
- (18) 前掲(6)。
- (19) 前掲(5)。
- (20) 前掲(5)。
- (21) 『鎌倉遺文』四卷、一四六五号、東京堂出版、一九七三。
- (22) 『日本国語大辞典』によれば、早く『成尋阿闍梨母集』(一〇七三年頃)にその用例が見える。
- (23) 『奈良県大淀町文化財調査報告書六 平成十九〜二十二年大淀町文化財調査報告』大淀町教育委員会、二〇一二年。なお、『現光寺縁起絵巻』は、奈良県吉野郡大淀町がYouTube 上にて動画で公開している (https://www.youtube.com/watch?v=9BFH1_sYjo)。また、現光寺(比蘇寺)の沿革については、堀池春峰「比蘇寺私考」(前掲(13))に詳しい。
- (24) 前掲(5)。
- (25) 前掲(9)。
- (26) 先行翻刻(前掲(1))では、「答曰、今ノコトクノ人イテキタマフヘシ、コレスナハチ西山聖人ノ御坊カソノ因縁ヲハオホセラレス、密シタマフ、サテ去ナムトテ、問答ナシ」と読点を施している。

翻刻

〔凡例〕

- ・本文行頭に行番号を付ける。
- ・小字、傍書、塗りつぶし、補入記号などは、可能な限り原文に近い形で示す。
- ・漢字は通行の字体に改めた。
- ・異筆箇所は、〈 〉に示す。
- ・判読不能箇所は、「」で示す。
- ・今回の翻刻で判読できず、先行の翻刻で読まれている文字は、右傍に（ ）で示す。

〔表紙題簽〕 橘寺本願推古天皇御託宣

〔旧仮表紙〕 〈橘寺本願推古天皇御託宣〉

- 1 橘寺本願推古天皇御託宣云
- 2 菩提寺塔修理之ヲハシ日勿月廿六日之巳時^ニタチハナ寺之^リ
- 3 勸進所之下僧随心法師頓病ヲウケテ死門^ニ入^ルヘムトセシ
- 4 トキ隆俊善識房^シ業師^シ経ヲモテイノル随聖房
- 5 源慶ソハニテ念誦^テキタリ病者ケニタ、ナラス隆俊

- 6 問云タレノ人^{ニテ}オハシマスソ答云我^ハトヨラノ寺^ヲ
 護法^ヲナリ汝^ハナレサルコト七年隆俊又奉問彼寺ノ
 7 本願^ハ天皇^カ答曰天皇ニハアラス太子ソカシナラ
 8 不審ナラハ我^カ印契^ヲミヨトテコフシヲニキリテ頭指
 9 ヲノヘテサ、ケテミセ給フサテニマタ汝等ニアウテ
 10 モノカタリセムトオモフ又奉問抑カクヲホセ^ニ「ル、ハ
 11 タレノ人^{ニテ}ヲハシマスソ答曰我^ハ講堂^ヲヌシソ我
 12 カ清涼殿^ヲ上宮太子コノトコロハ尺迦如来転法輪ノ
 13 トコロナリ凡夫キルヘカラストヲホセラレシカハ伽藍ナシテ
 14 宮^ヲホカニツクリテウツリキタリシナリ講堂^ヲヌシトヲ^レ「セ
 15 レ候^ハタレニテオハシマスソト奉問我^ハ女帝ナリ我^レニ事
 16 ヲナケイテ今キタレリ一^{ニハ}トヨラ寺ハ仏法最初ノ寺ナリ
 17 上宮太子ノ御願カノ寺^ヲ塔^ヲナキコトヲカナシムシカレトモソノ
 18 事ハチカラナシソノ塔^ヲ四方四仏ノヲハシマスヲ菩提寺^ニスヘ
 19 タテマツレトオモフ又奉問ナヲクトヨラ寺^ニ塔^ヲ立^テ
 20 スヘタテマツレトヲホシメスカ 答曰イマハソノ^事「」
 21 ナケレハアカメモ^ニ「」ナサス タ、此^ノ寺^ニ。スヘタテマツルヘシ我モ
 22 伽藍^ヲツクリタルナカニクヤシキ事モアリ靈地^{ナラヌ}所^ニタチ
 23 タル伽藍^ハ破壊シタル寺モアリ河内国ニモアマタ^ニ「」
 24 「」

- 25 國ノウチニタチハナ寺ヲシラヌモノハスクナシサレハコノ寺ニ
 26 スヘ奉トオモフ コレハタチハナノカウ堂ノ事ナリ コノトコロヤマノコトクニナリタルコト
 27 三度ナリ修理ハセシカトモ今ノコトクナルハナシヲノく
 28 カクセラル、コトノウレシキコトカキリナシ寺ヲ修造
 29 スレトモ名門利養ニ住スルハ無詮又奉問定「タチヘ寺ナリ」寺「ハヘシテコノ寺ハナシ」
 30 何かシ候ヘキ答曰ソレハナワヒソナラムスルソ ハヘシテコノ寺ハナシ 又妙安寺ヲ
 31 奉問ソレハサタニモヲヨハヌ事ソ又天王曰ソノトキノ
 32 開白上宮太子我ヲス、メタマフシニヨリテ ヒッテテラ 寺ヲツクリテ
 33 ソノ功德ニヨリテ都率天ニムマレタルナリト云、又奉問カノ寺ハ
 34 ヲハナニ寺カト申ソト答曰土佐ノ南海ニヨルく、ヒカリタマ
 35 フシ木ヲモテ奉造ホトケヲハシマスニヨリテ現光寺ト
 36 イフ汝達等コノ寺修造シタテマツラハ阿弥陀ホトケムカヘタ
 37 マフヘシソノムカヘニハ太子コソハヲハシマサムスラメ又奉問
 38 勸進ヨニヲホシ何ヲ修造ツカマツラム答曰汝達等カワツラヒニ
 39 アルヘカラス二人ノ檀越キタルヘシ又奉問彼檀越ハイツク
 40 ニ候ハムソ答曰北ニ一人南ニ一人アルヘシ又奉問北トヲホセラル、
 41 ハイツレノ里ニ候ソ答曰ミヤコナリ又問僧カソクカ答曰
 42 オトコナリ南ハマタイカン答曰南ハ金ノ御山ニアリ コレハ吉野山
 43 又申アラハニヲホセヲカフラム答曰修造ヲハシメハ

- 44 自然^ニイテクヘキナリ若^シコレソラコトナラハ天上^ノ果報
- 45 ツキテ无^レ獄^ニヲツヘシタ、シ汝等^ニアラスハナルヘカラス又
- 46 奉問イカナル因縁ニテ「^ハ」カクノコトクノ修理修造ノ
- 47 モノトハナリテ候ソ答曰五百生ノアヒタ太子ケノクノ^モキ^ト
- 48 ニテアリシソ又奉問米^ノ唄^ソノアヒタニハイカナルモノニテ
- 49 候シソ答曰太子コソクワシクシロシメスラメ天王曰^ハ
- 50 ■^{汝達等}ニツイテイフヘケレトモ人ノソシリノアリヌヘキ■^トキ^ニコレニツイテ云フ
- 51 上宮太子ノ誕生ヲモミテキマタ契老^ノ洞穴ノチキリヲモ
- 52 シレリ又上宮太子ノタテタマフタル伽藍^ニハナカク
- 53 魔縁障碍ヲナサヌナリ四天擁護^ヲタレタマフ太子モ
- 54 マホリ給ワレモコノトコロヘハカヨフナリカルカユヘニ
- 55 七百歳ニヲヨヘル講堂柱^ヲイタタフレス今汝等トモノ
- 56 カタリスルコトコソアハレナレ又奉問今ノ修造
- 57 ノチハイカニ候ハムスルソ答曰今ノコトクノ人
- 58 イテキタマフヘシコレスナハチ西山聖人ノ御坊^カ
- 59 ソノ因縁ヲハヲホセラレス密シタマフサテ去^{ナム}
- トテ問答ナシ